

「資産評価証明書の交付申請に必要な委任状のご本人様の自署が難しい場合の対応について」とのご意見について回答いたします。

令和3年4月26日 掲示

この度は、税務課窓口の対応につきまして、ご不快な思いをさせていただきましたこと、深くお詫び申し上げます。

資産評価証明書の発行につきましては、原則ご本人様、ご本人様から委任を受けた代理人の方、およびご本人様と同一世帯の親族の方など、申請できる方が限られております。

所有資産等の情報は個人情報に該当するため、第三者による不正取得等の問題を未然に防ぐために、大田原市では申請者や申請内容、ご本人の確認などを徹底しているところでございます。

また、税務課では委任状につきまして、ご本人様の意思確認を理由に「自署によるもの」と限定させていただいております。

証明書申請の際に、法務局申請用の委任状を確認させていただきましたが、自署による委任状ではなかったため、上記の理由から自署による委任状の提出をお願いいたしました。

しかしながら、お父様が高齢で自署が難しいとのことでしたので、代筆による委任状も可能である旨をご説明させていただきましたが、お客様に内容を上手くお伝えすることができず、配慮が足らなかったものと反省しております。大変申し訳ございませんでした。

ご本人様が自署の委任状を提出できない事情がある場合の対応といたしまして、今後、法務局提出用の委任状の内容や代理人様の続柄、使用する目的、ご本人様の利益の有無などを確認した上で総合的に証明書の発行を判断するなど、個人情報の保護などに十分配慮しながら対応を検討して参ります。

今後は今まで以上に、利用される皆様の立場・気持ちに寄り添い、親切・丁寧な対応を心がけ、事務手続きの改善に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【回答に関する問い合わせ先】

財務部 税務課 税制係 TEL：0287（23）8785

令和3年4月26日

大田原市 総合政策部 情報政策課 広報広聴係 TEL：0287（23）8700